

入居資格

次のすべてに該当する方が入居資格を有します。

1	○現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻者、内縁関係等を含む）があること。 ※婚姻予定者は当選後、資格審査書類の提出時に婚姻した旨の証明書（戸籍謄本等）が提出されない と入居できません。また、夫婦別居での申込みや入居、両親のうち片方だけと同居（両親が離婚して いる場合等は除く。）など、家族を不自然に分割しての申込みはできません。離婚調停中の場合は、 公社までご相談ください。 注意① 単身入居できる場合もあります。				
2	○申込者およびその同居親族の所得を合算した月額所得が以下の基準内であること。 注）計算方法は6ページから9ページをご確認ください。 <table border="1"> <tr> <td>一般世帯</td><td>計算後の月額所得が <u>114,000 円以下</u> の世帯であること。</td></tr> <tr> <td>注意② 裁量世帯</td><td>計算後の月額所得が <u>139,000 円以下</u> の世帯であること。</td></tr> </table>	一般世帯	計算後の月額所得が <u>114,000 円以下</u> の世帯であること。	注意② 裁量世帯	計算後の月額所得が <u>139,000 円以下</u> の世帯であること。
一般世帯	計算後の月額所得が <u>114,000 円以下</u> の世帯であること。				
注意② 裁量世帯	計算後の月額所得が <u>139,000 円以下</u> の世帯であること。				
3	○現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 ○原則として、入居予定者全員が持ち家（共有名義を含む）を所有していないこと。				
4	○豊見城市内に引き続き3ヶ月以上住所を有する者であること。				
5	○市税の滞納がないこと。（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）				
6	○緊急連絡人を準備できる方（沖縄県内（できるだけ本島内）在住で、緊急時に連絡がとれる者1名） ※入居契約時に、緊急連絡人の連署およびその他身分を証明する書類が必要となります。				
7	○申込者、および同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2 条第6号に規定する暴力団員をいう）でないこと。 ※入居申込時に暴力団員でないこと等の誓約が必要です。また、入居資格について県警察本部に照会 を行います。				

（特例）被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者にあつては、上記の3及び5に該当するものとする。

注意① 単身入居（別居は不可） ※単身入居希望者が応募できる間取りは2DKに限ります。

○単身入居の条件 60歳以上の方※1、障がい者※2、戦傷病者、生活保護受給者、海外引揚者、ハンセン病療
養所入所者等、DV被害者※3 に該当する者。

ただし、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時介護を必要とし、かつ、居宅において、介護等を
受けることができない、または受けることが困難である方は除きます。

※1 **60歳以上**とは、**昭和41年4月1日以前に生まれた方**が対象となります。

※2 単身入居申込みが可能な障がいの等級については、下記等級程度とします。

【身体障がい1～4級、精神障がい1～3級、知的障がいA1～B2】

※3 一時保護、または保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、または裁判所がした命令の申
し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年以内の者
（沖縄県女性相談所等からの証明、裁判所の保護決定命令書（写し）、条件を満たした民間支援団体が発
行した「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれかが必要です。）

注意② 裁量世帯

○入居者、または同居者に身体障がい者（1～4級）、精神障がい者（1～2級）、知的障がい者（A1～B1）がいる世帯

○入居者または同居者が戦傷病者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者等、海外引揚者

○入居者および同居者全員が60歳以上の世帯 ○入居者が60歳以上の者で、同居者が18歳未満の世帯

○同居者に小学校就学前の子供がいる世帯